

生産緑地法第8条第4項に基づく通知に必要な書類
(生産緑地地区内における公共施設等の設置又は管理に係る行為)

1. 通知時に必要な図書

- (1) 生産緑地地区内行為通知書(様式第8-2号)
- (2) 計画書
 - ①建築物計画書(様式第8-6-1号)
 - ②工作物計画書(様式第8-6-2号)
 - ③土地形質変更計画書(様式第8-6-3号) } 該当するもの全て
- (3) 位置図(50,000分の1程度)及び案内図(2,500分の1程度)
- (4) 地積測量図または実測図
- (5) 公図(写)
- (6) 土地全部事項証明書
- (7) 関係図面
 - ①配置図(250分の1以上)
 - ②平面図(250分の1以上 各階)
 - ③立面図(250分の1以上 2面以上)
 - ④断面図(250分の1以上 2面以上) } 該当するもの全て
- (8) 行為通知者が当該土地の権原を有していない場合
 - ①借地契約書(写)等
 - ②公共施設等の設置又は管理に係る行為を担保する図書(必要に応じて)
- (9) 委任状(代理人に委任する場合・任意様式)

2. 着手時及び完了時

図書の提出は必要ありません。

3. 提出時期

建築確認申請を必要とする行為

- ・建築確認申請の前で、かつ工事着手の30日前までに提出

建築確認申請を必要としない行為

- ・工事着手の30日前までに提出

4. 提出部数

- (1)～(8)に掲げる図書 正・副2部 (9) 1部

5. その他

- ・原則、生産緑地地区内における公共施設等の設置に係る行為の完了後、生産緑地地区から除外するための都市計画変更を行います。一定期間、生産

緑地地区の都市計画は残ることになります。

- 公共施設等の設置にともない、当該生産緑地地区の一部を都市計画から除外する場合、残りの生産緑地地区が 500 m²未満になると、残りの生産緑地地区を含めて、都市計画から除外することになりますので、ご注意ください。
- 生産緑地地区内における公共施設等の設置又は管理に係る行為を実施するにあたり、生産緑地法以外の法律等に基づく手続き等が生じる場合がありますので、事前に関係部署と調整を行ってください。